

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に  
当たるときは、  
その翌日)

## 目次

### ◇人委規則

- 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則
- 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
- 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則
- 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

### ◇企業管理規程

- 教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則
- 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 職務に専念する義務の特例に関する規則及び県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則
- 企業職員給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

## 人事委員会規則

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成三年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

### 鳥取県人事委員会規則第二十五号

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類

及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成三年十二月鳥取県条例第二十八号)附則第三項の規定に基づき、同項に規定する職員(以下「最高号給等職員」という。)の給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

(号給等の切替え)

第二条 最高号給等職員のうち、平成三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日における号給又は給料月額が別表のイからチまでの表(以下「切替表」という。)の旧号給等欄に掲げられている職員の切替日における号給又は給料月額は、その者の切替日の前日における号給又は給料月額に対応する切替表の新号給等欄に定める号給又は給料月額とする。  
(期間の通算)

第三条 前条の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員に対する切替日以後における最初の昇給規定(職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第四条第六項若しくは第八項ただし書又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号)附則第十四項の規定をいう。以下同じ。)の適用については、その者の切替日の前日における号給又は給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。)をその者の切替日における号給又は給料月額を受ける期間に通算する。ただし、経過期間が切替日における号給又は給料月額からの昇給に係る昇給期間(職員の昇給に必要とされる昇給規定に規定する期間のそれぞれの最短の期間をいう。)に相当する期間を超える場合においては、その超える期間は、この限りでない。

(特定の最高号給等職員の給料月額切替え等)

第四条 最高号給等職員のうち、切替日の前日におけるその者の給料月額が切替表の旧号給等欄に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、最高号給等職員の給料の切替え等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 最高号給等職員の号給等の切替表(第二条関係)

1 行政職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
16号給 円 164,200	16号給 円 173,400	19号給 円 217,900	19号給 円 226,800	31号給 円 293,800	31号給 32号給 円 305,400	28号給 円 342,100	28号給 円 352,400	26号給 円 359,100	26号給 円 369,900	24号給 円 393,400	24号給 円 405,000	22号給 円 403,200	22号給 円 415,100
165,800	175,000	219,900	228,800	296,000	305,400	344,500	354,800	361,900	372,700	397,000	408,600	406,900	418,800
167,400	176,600	221,900	230,800	298,200	307,600	346,900	357,200	364,700	375,500	400,600	412,200	410,600	422,500
169,000	178,200	223,900	232,800	300,400	309,800	349,300	359,600	367,500	378,300	404,200	415,800	414,300	426,200
170,600	179,800	225,900	234,800	302,600	312,000	351,700	362,000	370,300	381,100	407,800	419,400	418,000	429,900
8 級		9 級		10 級		11 級							
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等						
21号給 円 426,500	21号給 円 438,800	18号給 円 462,100	18号給 円 475,200	15号給 円 485,500	15号給 円 499,000	15号給 円 550,800	15号給 円 566,000						
430,300	442,600	466,400	479,500	490,100	503,600	555,600	570,800						
434,100	446,400	470,700	483,800	494,700	508,200	560,400	575,600						
437,900	450,200	475,000	488,100	499,300	512,800	565,200	580,400						
441,700	454,000	479,300	492,400	503,900	517,400	570,000	585,200						

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級							
旧号給等 33号給 円 323,800	新号給等 33号給 円 333,800	旧号給等 36号給 円 357,200	新号給等 36号給 円 368,200	旧号給等 35号給 円 385,700	新号給等 35号給 円 398,100	旧号給等 30号給 円 396,600	新号給等 30号給 円 409,000	旧号給等 28号給 円 407,300	新号給等 26号給 円 419,300	旧号給等 24号給 円 430,200	新号給等 24号給 円 442,600	旧号給等 22号給 円 438,200	新号給等 22号給 円 450,800
326,400	336,400	359,900	370,900	388,600	401,000	399,600	412,000	410,500	422,500	433,800	446,200	441,900	454,500
329,000	339,000	362,600	373,600	391,500	403,900	402,600	415,000	413,700	425,700	437,400	449,800	445,600	458,200
331,600	341,600	365,300	376,300	394,400	406,800	405,600	418,000	416,900	428,900	441,000	453,400	449,300	461,900
334,200	344,200	368,000	379,000	397,300	409,700	408,600	421,000	420,100	432,100	444,600	457,000	453,000	465,600

8 級	9 級		
旧号給等 21号給 円 458,600	新号給等 21号給 円 471,600	旧号給等 18号給 円 472,900	新号給等 18号給 円 486,200
462,400	475,400	477,000	490,300
466,200	479,200	481,100	494,400
470,000	483,000	485,200	498,500
473,800	486,800	489,300	502,600

ハ 教育職給料表(イ)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
40号給 円 331,900	40号給 円 342,600	36号給 円 424,600	36号給 円 436,900	24号給 円 475,200	24号給 円 488,400	15号給 円 496,500	15号給 円 510,200
334,100	344,800	427,600	439,900	479,400	492,600	501,100	514,800
336,300	347,000	430,600	442,900	483,600	496,800	505,700	519,400
338,500	349,200	433,600	445,900	487,800	501,000	510,300	524,000
340,700	351,400	436,600	448,900	492,000	505,200	514,900	528,600

ニ 教育職給料表(ロ)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
33号給 円 287,000	33号給 円 296,300	39号給 円 411,000	39号給 円 423,100	28号給 円 442,800	28号給 円 455,600	15号給 円 470,000	15号給 円 483,200
289,100	298,400	413,600	425,700	445,800	458,600	474,100	487,300
291,200	300,500	416,200	428,300	448,800	461,600	478,200	491,400
293,300	302,600	418,800	430,900	451,800	464,600	482,300	495,500
295,400	304,700	421,400	433,500	454,800	467,600	486,400	499,600

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
32号給 円 280,800	32号給 円 289,800	31号給 円 345,000	31号給 円 355,600	27号給 円 412,900	27号給 円 425,000	24号給 円 461,800	24号給 円 474,900	23号給 円 550,200	23号給 円 565,400
283,300	292,300	348,200	358,800	416,400	428,500	465,800	478,900	554,400	569,600
285,800	294,800	351,400	362,000	419,900	432,000	469,800	482,900	558,600	573,800
288,300	297,300	354,600	365,200	423,400	435,500	473,800	486,900	562,800	578,000
290,800	299,800	357,800	368,400	426,900	439,000	477,800	490,900	567,000	582,200

ハ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
21号給 円 376,200	21号給 円 387,700	26号給 円 485,500	26号給 円 499,300	26号給 円 541,100	26号給 円 556,100	20号給 円 573,800	20号給 円 589,600
379,300	390,800	489,200	503,000	545,400	560,400	578,600	594,400
382,400	393,900	492,900	506,700	549,700	564,700	583,400	599,200
385,500	397,000	496,600	510,400	554,000	569,000	588,200	604,000
388,600	400,100	500,300	514,100	558,300	573,300	593,000	608,800

ト 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
23号給 円 214,400	23号給 円 223,400	26号給 円 274,000	26号給 円 282,900	29号給 円 341,000	29号給 円 351,500	26号給 円 358,400	26号給 円 369,400	23号給 円 397,600	23号給 円 409,400	20号給 円 426,500	20号給 円 438,800	17号給 円 464,200	17号給 円 477,200
216,400	225,400	276,200	285,100	343,400	353,900	361,200	372,200	401,200	413,000	430,300	442,600	468,500	481,500
218,400	227,400	278,400	287,300	345,800	356,300	364,000	375,000	404,800	416,600	434,100	446,400	472,800	485,800
220,400	229,400	280,600	289,500	348,200	358,700	366,800	377,800	408,400	420,200	437,900	450,200	477,100	490,100
222,400	231,400	282,800	291,700	350,600	361,100	369,600	380,600	412,000	423,800	441,700	454,000	481,400	494,400

チ 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
36号給 円 274,100	36号給 円 274,100	37号給 円 315,600	37号給 円 315,600	31号給 円 357,100	31号給 円 357,100	28号給 円 367,200	28号給 円 367,200	24号給 円 387,600	24号給 円 387,600	22号給 円 443,100	22号給 円 443,100
276,300	296,400	318,000	343,800	359,600	383,400	369,800	394,300	390,300	416,100	446,800	475,800
278,500	298,600	320,400	346,200	362,100	385,900	372,400	396,900	393,000	418,800	450,500	479,500
280,700	300,800	322,800	348,600	364,600	388,400	375,000	399,500	395,700	421,500	454,200	483,200
282,900	303,000	325,200	351,000	367,100	390,900	377,600	402,100	398,400	424,200	457,900	486,900

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則をここに公布する。

平成三年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十六号

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)第十六条の三の規定に基づき、管理職員特別勤務手当の支給に關し必要な事項を定めるものとする。

(管理職員特別勤務手当を支給する職員)

第二条 給与条例第十六条の三第一項の人事委員会規則で定める職員は、管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号。以下「管理職手当規則」という。)別表上欄に掲げる組織に於じ、それぞれ同表中欄に掲げる職(管理職手当規則第二条の規定により人事委員会がこれに相当すると認める職を含む。)を占める職員とする。

(年末年始で管理職員特別勤務手当が支給される日)

第三条 給与条例第十六条の三第一項の人事委員会規則で定める日は、十二月二十九日から同月三十一日までの日、一月一日(日曜日に当たる場合に限る。)、同月二日(月曜日に当たる場合を除く。)及び同月三日とする。

(管理職員特別勤務手当の額等)

第四条 給与条例第十六条の三第二項の人事委員会規則で定める額は、第二条に規定する職員の占める職に係る管理職手当規則別表下欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。

- 一 一種 一万二千元
- 二 二種 一万元
- 三 三種 八千元
- 四 四種 六千元
- 五 五種 四千元

2 給与条例第十六条の三第二項ただし書の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

(勤務実績簿等)

第五条 任命権者(その委任を受けた者を含む。)は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

(支給の方法)

第六条 管理職員特別勤務手当の支給については、職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号)第十七条第二項及び第十九条の規定を準用する。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成四年一月一日から施行する。



職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十七号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の九の表に次のように加える。

七 級	病院の困難な業務を処理する部長の職務
-----	--------------------

別表第三の十七の表中

	七 級	六 級
	七 一九	七 一七

を

	七 級	六 級	七 級
	七 一九	七 一七	三 二〇
			三 二二

に改める。

別表第四中「一六二、九〇〇円」を「一七二、八〇〇円」に、「一四三、一〇〇円」を「一五三、七〇〇円」に、「一二五、六〇〇円」を「一三三、

八〇〇円」に、「一一七、三〇〇円」を「一二四、九〇〇円」に改める。

別表第五中「一三二、四〇〇円」を「一四一、〇〇〇円」に改める。

別表第六中「二〇九、七〇〇円」を「二二〇、三〇〇円」に、「一八一、

〇〇〇円」を「一九二、三〇〇円」に、「一六〇、四〇〇円」を「一七二、

二〇〇円」に、「一三五、六〇〇円」を「一四四、九〇〇円」に、「一五

七、四〇〇円」を「一六九、〇〇〇円」に、「一二四、四〇〇円」を「一

三二、五〇〇円」に改める。

別表第七中「二〇九、七〇〇円」を「二二〇、三〇〇円」に、「一八一、

〇〇〇円」を「一九二、三〇〇円」に、「一六〇、四〇〇円」を「一七二、

二〇〇円」に、「一三六、八〇〇円」を「一四六、九〇〇円」に、「一五

七、四〇〇円」を「一六九、〇〇〇円」に、「一三五、六〇〇円」を「一

四四、九〇〇円」に、「一二四、四〇〇円」を「一三二、五〇〇円」に改

める。

別表第八中「二〇九、三〇〇円」を「二二〇、三〇〇円」に、「一九四、

一〇〇円」を「二〇六、三〇〇円」に、「一六五、七〇〇円」を「一七七、

七〇〇円」に、「一四五、五〇〇円」を「一五六、七〇〇円」に、「一二

六、五〇〇円」を「一三五、一〇〇円」に改める。

別表第九中「二九八、八〇〇円」を「三〇九、九〇〇円」に、「二四二、

八〇〇円」を「二五四、九〇〇円」に、「二一〇、二〇〇円」を「二二三、

二〇〇円」に、「二〇〇、八〇〇円」を「二二三、九〇〇円」に改める。

別表第十中「二四七、五〇〇円」を「一五八、四〇〇円」に、「一三九、

二〇〇円」を「二四九、五〇〇円」に、「一二七、五〇〇円」を「一三六、

四〇〇円」に、「一二二、〇〇〇円」を「一三〇、二〇〇円」に、「一一

七、五〇〇円」を「一二五、一〇〇円」に、「一六六、三〇〇円」を「一

七六、四〇〇円」に改める。

別表第十一中「一五八、七〇〇円」を「一七七、二〇〇円」に、「一五一、六〇〇円」を「一六九、三〇〇円」に、「一四四、七〇〇円」を「一六一、七〇〇円」に、「一二三、五〇〇円」を「一三六、九〇〇円」に改める。

別表第十三行政職給料表の項三級の欄及び八級の欄中「一〇号給」を「九号給」に改め、同項十級の欄中「八号給」を「六号給」に改め、同表公

安職給料表の項中

一四号給 二〇号給

を

一三号給 二二号給

に改め、同表教育職給料表(一)の項中

一八号給 二五号給

一四

号給

一七号給

二四号給

二二号給

に改め、同表教育職給

料表(二)の項中

一五号給

二八号給

一七号給

を

一四号給

二五号給

一六号給

に改め、同表医療職給料表(二)の項中

一三号給

一三号給

を

一二号給

一二号給

に改め、同項六級の欄中

「九号給」を「八号給」に改め、同表医療職給料表(三)の項中

二〇号給

一五号給

を

一六号給

一九号給

に、

一六号給

一一

号給

を

一五号給

一〇号給

九号給

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成三年四月一日から適用する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十八号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第八中

技 幹	総 婦 長	部 長	六 級
-----	-------	-----	-----

を

技 幹	総 婦 長	部 長	六 級
		部 長	七 級

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の職務の級の分類に関する規則の規定は、平成三年四月一日から適用する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十九号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「百十万円」を「百二十万円」に、「九万千六百六十七円」を「十万円」に改める。

附 則

この規則は、平成四年一月一日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第三十号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一 母来寮の項中

(1)	収容者と起居を共にする看護婦及び准看護婦
(2)	生活指導員
(3)	(1)及び(2)に掲げる職員以外の職員

一	二	三
を		
(1)	生活指導員並びに収容者と起居を共にする看護婦及び准看護婦	(2)
(2)	(1)に掲げる職員以外の職員（医療職給料表(ロ)の適用を受ける者を除く。）	(3)
一	二	三

に改め、同表若井長者寮の項調整数の欄中「三」を「二」に改め、同項(2)及び同表喜多原学園の項(3)中「以外の職員」の下に「（医療職給料表(ロ)の適用を受ける者を除く。）」を加え、同表皆生小児療育センターの項中

(1)	児童指導員、保母、保父、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士、作業療法士、理療師、総婦長、婦長、看護婦及び准看護婦
(2)	(1)に掲げる職員以外の職員
一	三
を	
(1)	児 療エ
(2)	総 理療
(3)	(1)

重指導演、保母、保父、診療放射線技師、診 ツクス線技師、理学療法士、作業療法士及び 師	三
婦長、婦長、看護婦及び准看護婦	二
及び(2)に掲げる職員以外の職員	一

園の項(1)中「、理療師及び看護婦」を「及び理療師」に改め、同表病院

の項中

結核菌その他の病原体を直接取り扱うこと又は結核 患者に直接接することを常例とする技師長、衛生技 師、診療放射線技師及び診療エックス線技師	二
看護部長、副看護部長、婦長、助産婦、看護婦及び 准看護婦	一

を

結核菌その他の病原体を直接取り扱うこと又は結核  
患者に直接接することを常例とする技師長、衛生技  
師、診療放射線技師及び診療エックス線技師

に改める。

別表第二の医療職給料表(三)の表に次のように加える。

7 級	2,810円
-----	--------

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給料

の調整額に関する規則の規定は、平成三年四月一日から適用する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布  
する。

平成三年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第三十一号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十七年三月鳥取県人事委員  
会規則第十号)の一部を次のように改正する。  
別表の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	276,000	244,500	202,000	152,500	97,000	48,500
1 年 以 上 2 年 未 満	276,000	244,500	202,000	152,500	97,000	48,500
2 年 以 上 3 年 未 満	276,000	244,500	202,000	152,500	97,000	48,500
3 年 以 上 4 年 未 満	276,000	244,500	202,000	152,500	97,000	48,500
4 年 以 上 5 年 未 満	276,000	244,500	202,000	152,500	97,000	48,500
5 年 以 上 6 年 未 満	276,000	244,500	202,000	152,500	97,000	48,500
6 年 以 上 7 年 未 満	276,000	244,500	202,000	152,500	97,000	46,700
7 年 以 上 8 年 未 満	276,000	244,500	202,000	152,500	97,000	44,900
8 年 以 上 9 年 未 満	276,000	244,500	202,000	152,500	97,000	43,100
9 年 以 上 10 年 未 満	276,000	244,500	202,000	152,500	97,000	41,300
10 年 以 上 11 年 未 満	276,000	244,500	202,000	152,500	97,000	39,500
11 年 以 上 12 年 未 満	276,000	244,500	202,000	152,500	97,000	37,700
12 年 以 上 13 年 未 満	276,000	244,500	202,000	152,500	97,000	35,900
13 年 以 上 14 年 未 満	276,000	244,500	202,000	152,500	97,000	34,100
14 年 以 上 15 年 未 満	276,000	244,500	202,000	152,500	97,000	32,700
15 年 以 上 16 年 未 満	276,000	244,500	202,000	152,500	97,000	31,300
16 年 以 上 17 年 未 満	271,600	240,500	198,700	149,900	95,400	29,900
17 年 以 上 18 年 未 満	267,200	236,500	195,400	147,300	93,800	28,500
18 年 以 上 19 年 未 満	262,800	232,500	192,100	144,700	92,200	27,100
19 年 以 上 20 年 未 満	258,400	228,500	188,800	142,100	90,600	25,700
20 年 以 上 21 年 未 満	254,000	224,500	185,500	139,500	89,000	24,300
21 年 以 上 22 年 未 満	243,900	215,900	178,900	134,400	85,700	23,600
22 年 以 上 23 年 未 満	233,800	207,300	172,300	129,300	82,400	22,900
23 年 以 上 24 年 未 満	223,700	198,700	165,700	124,200	79,100	22,200
24 年 以 上 25 年 未 満	213,600	190,100	159,100	119,100	75,800	21,500
25 年 以 上 26 年 未 満	203,500	181,500	152,500	114,000	72,500	20,800
26 年 以 上 27 年 未 満	190,100	169,300	142,500	106,500	68,000	20,100
27 年 以 上 28 年 未 満	176,700	157,100	132,500	99,000	63,500	19,400
28 年 以 上 29 年 未 満	163,300	144,900	122,500	91,500	59,000	18,900
29 年 以 上 30 年 未 満	149,900	132,700	112,500	84,000	54,500	18,400
30 年 以 上 31 年 未 満	134,400	119,200	101,600	75,800	49,800	17,900
31 年 以 上 32 年 未 満	118,900	105,700	90,700	67,600	45,100	17,400
32 年 以 上 33 年 未 満	103,400	92,200	79,800	59,400	40,400	16,900
33 年 以 上 34 年 未 満	78,200	71,600	63,000	48,000	33,200	16,400
34 年 以 上 35 年 未 満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	15,900

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、平成三年四月一日から適用する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第三十二号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「三万円」を「四万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当の支給に関する規則の規定は、平成三年四月一日から適用する。

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第三十三号

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（昭和五十五年十二月鳥取県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項各号列記以外の部分中「及び基準日」を「基準日」に改め、「教職調整額を受ける場合」の下に「及び基準日において職員が医療職給料表(ロ)の適用を受け、かつ、給料の調整額を受けている場合又は給料の調整額を受けていない場合で平成三年三月三十一日において給料の調整を行うこととされていた職若しくはこれに相当する職を占めるとき」を加え、同項第一号及び第二号中「第五号」の下に「及び第六号」を加え、同項第三号中「及び第五号」を「第五号及び第六号」に改め、同項第四号中「次号」の下に「及び第六号」を加え、同項第五号中「受ける場合」の下に「（次号の場合を除く。）」を、「による額」の下に「（次号において「仮定給料月額」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

- 六 基準日において職員が医療職給料表(ロ)の適用を受け、かつ、次のイ又はロに掲げる場合に該当する場合 仮定給料月額に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じてそれぞれイ又はロに掲げる額を加算した額
  - イ 給料の調整額を受けている場合 仮定給料月額を基礎とした場合における当該職員の給料の調整額に、仮定給料月額に百分の三を乗じて得た額と当該職員の属する職務の級に応じて附則別表第四に掲げる額との合計額を加算した額（その額が仮定給料月額の百分の二十五を超えるときは、仮定給料月額の百分の二十五に相当する額）
  - ロ 給料の調整額を受けていない場合で平成三年三月三十一日におい

て給料の調整を行うこととされていた職又はこれに相当する職を占めるとき 仮定給料月額に百分の三を乗じて得た額と当該職員に属する職務の級に応じて附則別表第四に掲げる額との合計額

研究職給料表	4 級	研究職給料表	研究職給料表
医療職給料表		医療職給料表	医療職給料表

料表	4 級
表	4 級 7 級

に改める。

附則別表第三の次に次の一表を加える。

附則別表第四

職務の級	定 額
1 級	1,377円
2 級	1,595円
3 級	1,975円
4 級	2,077円
5 級	2,243円
6 級	2,650円
7 級	2,810円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の規定は、平成三年八月三十日から適用する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第三十四号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和四十四年二月鳥取県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「一万二千元」を「一万三千元」に、「七千二百円」を「七千八百円」に改め、同条第二号中「四千二百円」を「五千円」に改め、同条第三号中「二千三百円」を「二千九百円」に改める。

附 則

この規則は、平成四年一月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第三十五号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一医療職給料表(三)の項中

職務の級六級の職員

百分の十五

を

職務の級七級及び六級の職員

百分の十五

に改め

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、平成三年四月一日から適用する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第三十六号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二の表児童相談所の項中「保健婦、看護婦及び准看護婦」を「及び保健婦」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成三年四月一日から適用する。

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第三十七号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和四十七年一月鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額）

第三条 条例第五条第一項の給料表に掲げる給料月額に加える額は、次の



各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 教育職給料表(一)の場合 四千七百元(次のイ又はロに掲げる場合に  
あつては、それぞれイ又はロに掲げる額)

イ 教育職給料表(一)三級十六号給を受けている場合(当該号給を受け  
る直前において、当該給料表の二級三十一号給を受けていた場合に  
限る。) 五千三百円

ロ 教育職給料表(一)三級十七号給を受けている場合(当該号給を受け  
る直前において、当該給料表の二級三十三号給を受けていた場合に  
限る。) 七千六百元

二 教育職給料表(二)の場合 四千八百円(次のイからハまでに掲げる場  
合にあつては、それぞれイからハまでに掲げる額)

イ 教育職給料表(二)三級十九号給を受けている場合(当該号給を受け  
る直前において、当該給料表の二級三十三号給を受けていた場合に  
限る。) 五千三百円

ロ 教育職給料表(二)三級二十一号給を受けている場合(当該号給を受け  
る直前において、当該給料表の二級三十六号給を受けていた場合に  
限る。) 五千九百元

ハ 教育職給料表(二)三級二十二号給を受けている場合(当該号給を受け  
る直前において、当該給料表の二級三十八号給を受けていた場合に  
限る。) 七千八百円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教職調整額  
の支給方法等に関する規則の規定は、平成三年四月一日から適用する。

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をこ  
こに公布する。

平成三年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第三十八号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則  
警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和二十九年七月鳥取県  
人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号を次のように改める。

八 航空機とう乗作業 航空機に搭乗して行う次に掲げる作業

(一) 航空機の操縦作業

(二) 航空機の整備作業

(三) 捜索救難、犯罪の捜査又は鎮圧、警備、交通の取締りその他の警

察活動のための作業

第三条第一項第十一号を次のように改める。

十一 条例第三条第一項第十七号に掲げる作業 勤務一時間につき、次

に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれに定める額

(一) 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二十四条の規定に

よる操縦士の資格を有する警察職員 五千百円

(二) 航空法第二十四条の規定による航空整備士の資格を有する警察職

員 二千二百円

(三) その他の警察職員 千九百円

第三条第五項中「時間数の合計」の下に「又は条例第四条第四項に規定する作業に従事した時間数の合計」を加え、同条中同項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 月の一日から末日までの間における条例第三条第一項第十七号に掲げる作業に従事したときに支給する作業手当の総額は、第一項第十一号に定める額に八十を乗じて得た額（条例第四条第四項の規定により加算する額（以下「加算額」という。）がある場合にあつては、その額に加算額を加えて得た額）に条例第四条第五項の規定により加算する額がある場合にあつては、その加算する額を加えて得た額を超えることができない。

6 月の一日から末日までの間における加算額の総額は、第一項第十一号に定める額に百分の三十を乗じて得た額に八十を乗じて得た額を超えることができない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第三十九号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則（昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表中

40.4
31.2
20.5
14.9
12.4
9.4
9.0

を

41.7
32.2
21.2
15.4
12.8
9.7
9.3

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の規定は、平成三年四月一日から適用する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第四十号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「及び宿日直手当」を「、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当」に改める。

第十五条第一項第一号中「条例第二十四条第一項第一号又は第三号に該当する旅行」を「条例第二十四条第一項第一号に該当する旅行又は同項第三号に該当する旅行（次号に掲げるものを除く。）」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 条例第二十四条第一項第三号に該当し、公用航空機の操縦又は整備の業務（公用航空機に搭乗して行うものに限る。）のため旅行する場合の額は、次の区分による額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合には、その額に条例別表第一号に定める宿泊料の定額の範囲内で実費の宿泊料の額を加えて得た額とする。

イ 旅行が行程八キロメートル以上百キロメートル未満又は引き続き五時間以上八時間未満の場合 日額六百六十円

ロ 旅行が行程百キロメートル以上又は引き続き八時間以上の場合 日額九百九十円

別表第一医療職給料表(三)の項中

に改める。

六級	を	七級	六級
----	---	----	----

別表第三警察の事務部局等の項中

ら、  
任命権者が人事委員会と協議して定める  
区域

鳥取県の区域  
任命権者が人事委員会と協議して定める  
区域

に改める。

外勤課航空 警察隊	公用航空機の操縦又は整備（公用航空機に搭乗して行うものに限る。）	外勤課鉄道 警察隊	鉄道施設内における警戒又は列車警乗
外勤課鉄道 警察隊	鉄道施設内における警戒、警戒又は列車警乗		

別表第五第一の項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一  
号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 職員が公用の航空機により在勤地以外の地域で行程百キロメートル  
未満の旅行了した場合には、条例別表第一号の日当の定額の二分  
の一に相当する額を支給しないものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の改正規定は、  
平成四年一月一日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の旅費に関する条例施行規則別表第一の  
規定は、平成三年四月一日から適用する。

職務に専念する義務の特例に関する規則及び県費負担教職員の休暇に関  
する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第四十一号

職務に専念する義務の特例に関する規則及び県費負担教職員の休暇  
に関する規則の一部を改正する規則

(職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

第一条 職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十二月鳥  
取県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「六週間」を「八週間」に改め、「医師の証明等に  
基づき特に必要と認める場合にあつては、八週間、」を削り、同条第二  
十五号中「二日」を「三日」に改める。

(県費負担教職員の休暇に関する規則の一部改正)

第二条 県費負担教職員の休暇に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県  
人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第十四号中「六週間」を「八週間」に改め、「医師の証明等に  
基づき特に必要と認める場合にあつては、八週間、」を削り、同条第二  
十七号中「二日」を「三日」に改める。

附 則

この規則は、平成四年一月一日から施行する。

企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公  
布する。

平成三年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第四号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程

第二号)の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

(管理職員特別勤務手当)

第十四条の二 条例第十二条の二の企業管理規程で定める職員は、別表第二の上欄に掲げる組織に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職(知事がこれに相当すると認める職を含む。以下この項において同じ。)にある職員とし、これらの職員に対する管理職員特別勤務手当の額は、同表の中欄に掲げる職に応じ、次の各号に掲げる額とする。

- 一 局長 一万二千円
- 二 次長 一万円
- 三 課長及び所長 八千円

2 条例第十二条の二の企業管理規程で定める日は、管理職員特別勤務手当の支給に関する規則(平成三年十二月鳥取県人事委員会規則第二十六号)第三条に規定する日とする。

附 則

この企業管理規程は、平成四年一月一日から施行する。